

## 横須賀市特定防衛施設周辺整備事業基金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市基金条例（昭和39年横須賀市条例第28号）第1条に規定する特定防衛施設周辺整備事業基金（以下「基金」という。）の積立て及び処分について、必要な事項を定めるものとする。

(充当対象事業)

第2条 基金の充当事業の内容については、次のとおりとする。

- (1) 体育施設管理運営事業 市民に広く教育、スポーツ及びレクリエーションの場を提供することにより、健康の増進及び余暇活動の充実を図る。
- (2) 予防接種事業 予防接種を実施することにより、感染症の発生及びまん延の予防を図る。

(積立て)

第3条 基金の積立ては、前条に掲げる事業ごとに行うこととし、その額は、予算で定める額とする。

(処分)

第4条 基金は、前条の規定により積み立てた事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は財務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。